

一般財団法人 村井シークス財団 定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、一般財団法人 村井シークス財団と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、日本と ASEAN 地域において、自由な気風と湧き上がる好奇心を持つ有望な人材を育成するため、電子・電気用部品製造用、化学工業用、環境保全用及び印刷情報関連用の機械装置、機器・システムの設計、施工、製作及び販売並びにこれらに関する技術指導等に関心を寄せる大学生及び大学院生に対して奨学金の給与を行うことで、わが国及び世界中の経済、産業並びに文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本から ASEAN 地域の大学及び大学院に留学する学生に対する奨学金の給与
- (2) ASEAN 地域から日本の大学及び大学院に留学する学生に対する奨学金の給与
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

第5条（財産の拠出）

設立者の住所及び名称並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

本店所在地 大阪市中央区備後町一丁目4番9号

商 号 シークス 株式会社

拠出財産 現金 金50,000,000円

第6条（基本財産）

この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

第7条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第8条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第9条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10条（剰余金の分配）

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

第11条（評議員の定数）

この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

第12条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又はその親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつ

て、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。) 又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

第13条(評議員の任期)

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第14条(評議員に対する報酬等)

評議員には、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

第5章 評議員会

第15条(構成)

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第16条(権限)

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第17条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、毎事業年度開始前及び必要ある場合に開催する。

第18条（招集及び議長）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

第19条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第20条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された評議員1名以上は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 役員

第21条（役員の設置）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。また専務理事1名をおくことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

第22条（役員の選任）

- 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第23条（理事の職務及び権限）

- 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事長及び専務理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第24条（監事の職務及び権限）

- 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第25条（役員の任期）

- 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第26条（役員の解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第27条（報酬等）

理事及び監事には、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

第7章 理事会

第28条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第29条（権限）

理事会は、法令又はこの定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

第30条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

第31条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席した場合は、出席した理事の互選により決定する。

第32条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を

除く理事総数（現在数）の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) 重要な財産（基本財産を含む）の処分及び譲受け
 - (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他
新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 事業の一部の譲渡
 - (6) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- 3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第33条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長、出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第8章 株式及び株主としての権利行使

第34条（議決権の行使）

この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の事項については承認を必要としない。
- (1) 配当の受領
 - (2) 無償新株式
 - (3) 株主割当増資への応募
 - (4) 株主宛配当書類の受領

第9章 選考委員会

第35条（選考委員会）

この法人には、第4条第1項に掲げる事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

- 2 奨学生選考委員会は、3名以上5名以内の選考委員をもって組織する。
- 3 前項の選考委員は、学識経験等のある者から理事会で選出し、理事会が委嘱する。
- 4 選考委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 5 選考委員は役員及び評議員を兼ねることができない。
- 6 選考委員には、第22条第3項の規定を準用する。この場合において、この規定中

「理事」とあるのは、「選考委員」と読み替えるものとする。

- 7 選考委員に関する必要な事項は、理事会の決議により定める奨学生選考委員会規程による。

第10章 定款の変更及び解散

第36条（定款の変更）

この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

第37条（解散）

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第38条（残余財産の帰属等）

この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

第39条（公告の方法）

この法人の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。

第12章 事務局の設置

第40条（事務局の設置）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は理事会の決議により任免し、職員は理事長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別途定める事務処理規則によるものとする。

第41条（法令の準拠）

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附 則

1 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 大森 進
評議員 葛葉 千美
評議員 高谷 晋介
評議員 橘 正喜
評議員 成田 学
評議員 三浦 州夫

2 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

理事 村井 史郎
理事 海堀 哲也
理事 木村 雅彦
理事 四宮 孝郎
理事 平田 智仁
理事 丸山 徹
監事 大野 精二
監事 掛川 雅仁

3 この法人の設立時理事長（設立時代表理事）は、村井 史郎とする。

4 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和6年12月31日までとする。

以上、一般財団法人 村井シークス財團を設立するため、設立者を代理して、司法書士
松田 都生 がこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和6年7月8日

設立者 シークス株式会社

代表取締役社長 柳瀬 晃治

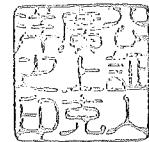
上記設立者の定款作成代理人 司法書士 松田 都生

デジタル署名者：
松田 都生
日付：2024.07.09
12:48:39 +09'00'

同一の情報の提供

提供の日付： 2024年7月11日

公証人： 12020027 廣上 克洋



所属法務局： 大阪法務局

公証役場： 平野町公証役場

大阪市中央区平野町2丁目1番2号

(沢の鶴ビル内)

請求対象の登簿管理番号： 24-1202002702000955

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2024年7月11日

請求対象の処理公証人： 12020027 廣上 克洋

所属法務局： 大阪法務局

公証役場： 平野町公証役場

大阪市中央区平野町2丁目1番2号

(沢の鶴ビル内)

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。